

自然科学研究機構生理学研究所研究連携センター規則

平成28年4月1日
生研規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第42条第2項の規定に基づき設置された自然科学研究機構生理学研究所研究連携センター（以下「センター」という。）の組織運営について自然科学研究機構生理学研究所規則(平成16年生研規則第1号)第3条の規定により定めるものである。

(設置目的)

第2条 センターは、生理学研究所（以下「研究所」という。）における研究連携活動の要として、共同利用研究を推進し、また、各種プラットフォームによる研究技術や実験用サルの提供による研究支援を行うとともに、国内外の流動的連携研究を実施することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 研究教育職員
- 三 その他必要な職員

(センター長)

第4条 センター長は、研究所の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(室)

第5条 センターに、次に掲げる室を置く。

- 一 共同利用研究推進室
- 二 学術研究支援室
- 三 NBR 事業推進室
- 四 流動連携研究室
- 五 国際連携研究室

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。